

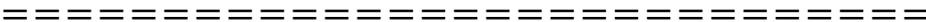
公取近畿だより

第156号(令和7年3月号)



トピックス

- 1 フクシマガリレイ株式会社に対する勧告（下請法）
- 2 大阪政労使の意見交換会（地方版政労使会議）
- 3 インドネシア事業競争監視委員会との意見交換
- 4 独占禁止政策協力委員との懇談会の開催
- 5 有識者との懇談会の開催
- 6 学生向け独占禁止法教室の開催
- 7 有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見



1 フクシマガリレイ株式会社に対する勧告（下請法）

フクシマガリレイ株式会社に対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

フクシマガリレイ(株) (親事業者)
 (業務用冷蔵庫等の製造販売)

● 下請取引の内容
 自社が販売する業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の部品等の製造委託

● 違反行為の概要

下請法違反総額 約4054万円

価格協力

- 1 原価低減を図るため、書面で「価格協力」を要請
- 2 協力可否、協力方法、協力期間等を回答
- 3 2の回答内容に基づき、以下①又は②の行為を行った。
 - ①減額（注1）
下請代金の額から**約2176万円(下請事業者：34名)**を減額した。
 - ②不当な経済上の利益の提供要請（金銭）（注2）
発注単価を差し引くことで**約255万円(下請事業者：10名)**を自己のために提供させた。

事務手数料

減額（注1）
電子受発注等に係るシステム使用料等として**約1623万円(下請事業者：154名)**を減額した。

下請事業者（159名）

※フクシマガリレイは、下請事業者に対し、減額した金額及び提供させた金額を支払済み。

公正取引委員会からの勧告内容

- 今後、減額及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注1)下請代金の減額

・下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。

・値引き、協力金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、**下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当する。**

(注2)不当な経済上の利益提供要請

下請法は、親事業者が自社のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を提供させ下請事業者の利益を不当に害することを禁止している。

公正取引委員会は、業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の製造販売を行うフクシマガリレイ株式会社（本社：大阪市）が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）及び第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年2月19日、下請法に基づく勧告を行いました（別紙1）。

（担当：近畿中国四国事務所下請課）

2 大阪政労使の意見交換会（地方版政労使会議）



（大阪政労使の意見交換会の様子）

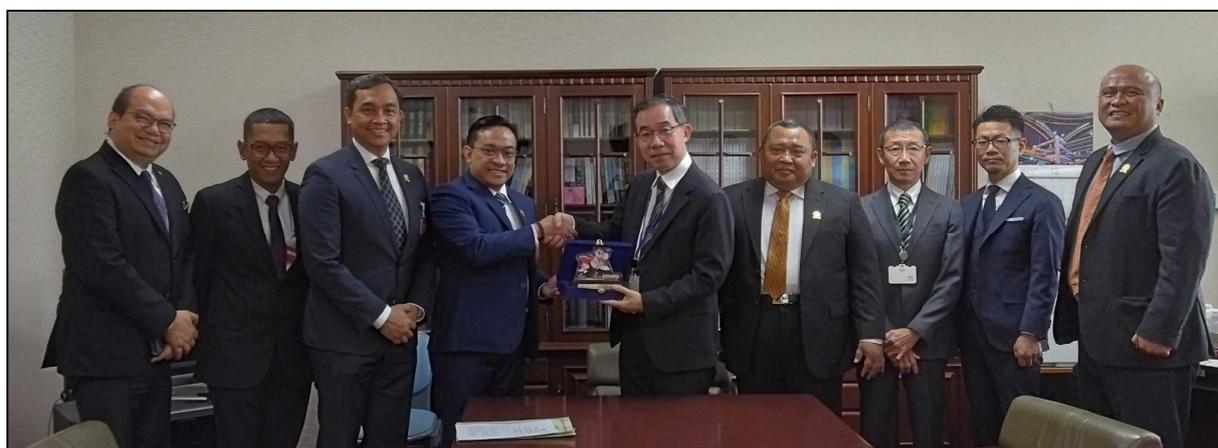
令和7年2月17日、大阪府知事、大阪の労使団体のトップ級、厚生労働副大臣、近畿中国四国事務所長等が出席する「大阪政労使の意見交換会（地方版政労使会議）」が開催されました。

意見交換会では、価格転嫁等の取引適正化など賃金引上げに向けた取組について、意見交換を行い、大阪府域における政労使の連携による持続的な賃上げに向けた機運醸成を図りました。

3 インドネシア事業競争監視委員会との意見交換

令和6年12月17日、インドネシア事業競争監視委員会のアル・アルマンド副委員長、ヒルマン・プジャナ委員、ムハンマド・レザ委員、ブディ・ジョヨ・サントソ委員、ワヒユ・ベクティ・アンゴロ第二地域事務所長が近畿中国四国事務所に来所し、片桐近畿中国四国事務所長らと意見交換を行いました。

意見交換では、地方事務所の役割や近畿中国四国事務所における事件例等について意見交換を行いました。



4 独占禁止政策協力委員との懇談会の開催

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員（定員150名）を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取しています。



（奈良県の独占禁止政策協力委員との懇談会の様子）

近畿中国四国事務所では、令和6年12月から令和7年2月までの間、福井県、兵庫県、奈良県に所在する独占禁止政策協力委員の方々と、中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制、競争環境の整備に係る調査・提言、地域経済の実情と競争政策上の課題等をテーマに、意見交換を行いました。

（担当：近畿中国四国事務所総務課）

5 有識者との懇談会の開催

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。



（福井商工会議所での懇談会の様子）

近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組を始めとする当委員会の活動について、令和6年12月2日、福井商工会議所（福井市）の方々と、片桐近畿中国四国事務所長らが意見交換を行いました。

（担当：近畿中国四国事務所総務課）

6 学生向け独占禁止法教室の開催

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

① 大学生向け独占禁止法教室

近畿中国四国事務所では、令和6年12月から令和7年2月までの間、下記の学校に、片桐近畿中国四国事務所長を派遣し、競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義する大学生向け独占禁止法教室を開催しました。



(同志社大学での独占禁止法教室の様子)

R6.12.9 甲南大学（神戸市）

R6.12.13 福井県立大学（福井県永平寺町）

R7.1.15 同志社大学（京都市）

② 中学生・高校生向け独占禁止法教室

近畿中国四国事務所では、令和6年12月から令和7年2月までの間、下記の学校に、近畿中国四国事務所の若手職員を派遣し、シミュレーションゲーム等を交えて、市場経済の競争の仕組みや、独占禁止法について説明する高校生向け独占禁止法教室を開催しました。



(神戸海星女子学院高等学校での独占禁止法教室の様子)

R6.12.23 常翔啓光学園中学校（大阪府枚方市）

R7.1.29 相愛中学校（大阪市）

R7.2.5 神戸海星女子学院高等学校（神戸市）

R7.2.21 夕陽丘中学校（大阪市）

R7.3.4 育英西高等学校（奈良市）

(担当：近畿中国四国事務所総務課)

7 有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見

公正取引委員会は、毎年度、全国の主要都市において、主要経済団体、消費者団体、弁護士会、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にかかしているところ、令和7年1月15日、令和6年度の主な意見を公表しました（別紙2）。

また、近畿地区では、令和6年11月19日、京都市において懇談会を開催したところ、有識者から示された京都地区の主な意見の概要は以下のとおりです。

【京都地区の主な意見】

- ・ 経営幹部と販売担当者では、価格転嫁の必要性についての理解に差がある場合があるという声も多い。企業全体で価格転嫁の重要性に関するコンセンサスが図られていないことが原因として考えられる。公正取引委員会には、価格転嫁が円滑に進むよう支援を行ってほしい。
- ・ 非製造業については、価格転嫁の交渉に時間がかかる場合が多く、また、難航しているようである。小売業や修理業では、値上げすると販売量や取引量の減少につながるといわれている。公正取引委員会には、今後も価格転嫁などの政府方針の周知に尽力してもらいたい。具体的には、価格転嫁に応じない事業者には何らかの指導やペナルティを与えるなど、制度面から中小企業の価格転嫁を支援してほしい。
- ・ 昨今の大幅な賃上げは大手企業が主導する形で進んでいるが、多くの中小事業者による賃上げは、最低賃金制度への対応や人材の流出を防ぐためなど主に防衛的な理由によるものである。今の日本には、中小企業の賃上げ財源確保のために価格転嫁を適正に行い、賃金の上昇と物価上昇の好循環を生み出すことが必要不可欠である。公正取引委員会には、これができるような環境の整備を行っていただきたい。

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課

TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214

kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

近畿中国四国事務所の動き（令和7年）

【報道発表資料】

| 番号 | 報道発表日 | 報道発表資料名 |
|----|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 令和7年1月8日 | 同志社大学における「独占禁止法教室」の開催について |
| 2 | 令和7年1月22日 | 大阪市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について |
| 3 | 令和7年1月29日 | 神戸市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について |
| 4 | 令和7年2月14日 | 大阪市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について |
| 5 | 令和7年2月19日 | フクシマガリレイ株式会社に対する勧告について |
| 6 | 令和7年2月25日 | 奈良市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について |
| 7 | 令和7年2月26日 | 大阪市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について |
| 8 | 令和7年2月27日 | 「持続可能な物流の実現に向けて」リーフレット配布及びセミナーの開催について |

（注）黄色マーカーは、「公取近畿だより」第156号（令和7年3月号）に掲載の案件

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2025/index.html

近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176
- フリーランス法関係 取引課
(フリーランス担当)
電話：06-6941-2206

7 消費者セミナーへの講師派遣について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する消費者セミナーへ講師を派遣しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

消費生活講座や消費者向けの各種研修会・勉強会の企画の際に、テーマの一つとして実施を御検討されている自治体、消費者団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。オンラインセミナーにも対応します。

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

近畿中国四国事務所の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及びフリーランス法を運用しており、これらの法律に関する御相談等を随時受け付けております。

また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。

是非、お気軽に御相談等ください。

《相談・申告等の窓口》

(相談)

- | | |
|----------------------------------------------|----------|
| ① 独占禁止法に係る事業者や事業者団体が自ら行うとする具体的な事業活動についての事前相談 | 経済取引指導官 |
| ② 会社の株式所有、事業譲受け等の届出についての相談 | 経済取引指導官 |
| ③ 優越的地位の濫用についての相談 | 取引課 |
| ④ フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方についての相談 | 取引課 |
| ⑤ 物流特殊指定の考え方についての相談 | 取引課 |
| ⑥ 大規模小売業告示等の考え方についての相談 | 取引課 |
| ⑦ 上記①～⑥以外の独占禁止法についての相談 | 総務課 |
| ⑧ 下請法についての相談 | 下請課 |
| ⑨ フリーランス法についての相談 | フリーランス担当 |
| ⑩ 景品表示法についての相談 | 取引課 |

(申告)

- | | |
|----------------------|----------|
| ⑪ 独占禁止法違反被疑事実についての申告 | 第一審査課 |
| ⑫ 下請法違反被疑事実についての申告 | 下請課 |
| ⑬ フリーランス法についての申告 | フリーランス担当 |

(手続)

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ⑭ 持株会社、会社の株式所有、合併・事業譲受け等の届出 | 経済取引指導官 |
| ⑮ 中小企業等協同組合法の規定に基づく届出 | 経済取引指導官 |

《電話番号》

| | |
|----------|--------------|
| 総務課 | 06-6941-2173 |
| 経済取引指導官 | 06-6941-2174 |
| 取引課 | 06-6941-2175 |
| 下請課 | 06-6941-2176 |
| フリーランス担当 | 06-6941-2206 |
| 第一審査課 | 06-6941-2193 |

※不当なしわ寄せに関する下請相談窓口 0120-060-110

(公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります)